

## ○津山市地域交流センター条例施行規則

平成19年3月22日

津山市規則第12号

改正 平成25年4月1日規則第34号

平成25年12月25日規則第62号

平成27年7月7日規則第39号

平成29年6月27日規則第32号

平成30年6月26日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市地域交流センター条例（平成19年津山市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により津山市地域交流センター（以下「センター」という。）の利用の許可を受けようとする者は、津山市地域交流センター利用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 多目的スペース1、厨房、研修室F及び研修室G（1室として利用する場合に限る。）、アートギャラリー1、アートギャラリー2並びにアートギャラリー3の利用に係る前項に規定する申請書の受付は、利用日の属する月の11月前（条例第12条の規定による利用料金の免除又は減額を受けようとする場合にあっては、6月前）の月の初日（その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。次項において同じ。）からとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 多目的スペース2、多目的スペース3及び研修室Aから研修室Gまで（研修室F及び研修室Gについては、1室として利用する場合を除く。）の利用に係る第1項に規定する申請書の受付は、利用日の属する月の前月の初日からとする。

(利用許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは、津山市地域交流センター利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第4条 前条の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 センターを連続して利用できる期間は、14日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第12条の規定により、センターの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を免除し、又は減額することができる。

(1) 国又は地方公共団体が主催する事業のために利用するとき。

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定による利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、津山市地域交流センター利用料金減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用時間の解釈及び延長）

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 利用者は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

（利用許可の取消し）

第8条 利用者は、センターの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、津山市地域交流センター利用許可取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第13条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない事由により、センターを利用することができなくなった場合 全額

(2) 利用者が利用開始日の180日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 全額

(3) 利用者が利用開始日の90日前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 5割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、津山市地域交流センター利用料金還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 センターの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。

(2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。

(3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。

(2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。

(3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第 1 1 条 センターの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第 1 2 条 条例第 4 条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる場合における第 2 条から第 9 条まで及び第 1 1 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第 1 号から様式第 4 号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 4 月 1 日規則第 3 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日規則第 6 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の津山市地域交流センター条例施行規則別表第 1 の規定は、平成 2 6 年 4 月 1 日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則 (平成 2 7 年 7 月 7 日規則第 3 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の津山市地域交流センター条例施行規則に定める様式により作成された用紙のあるときは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

付 則 (平成 2 9 年 6 月 2 7 日規則第 3 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成 3 0 年 6 月 2 6 日規則第 2 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

津山市地域交流センター利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏名  
(代表者職及び氏名)  
電話番号

津山市地域交流センターの利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の名称	
利用目的 (具体的に)	(営利・非営利)
利用日時 (準備及び後片付けを含む。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで (時間)
利用施設 (A)	<input type="checkbox"/> 多目的スペース1 <input type="checkbox"/> 多目的スペース2 <input type="checkbox"/> 多目的スペース3 <input type="checkbox"/> 厨房 <input type="checkbox"/> 研修室A <input type="checkbox"/> 研修室B <input type="checkbox"/> 研修室C <input type="checkbox"/> 研修室D <input type="checkbox"/> 研修室E <input type="checkbox"/> 研修室F <input type="checkbox"/> 研修室G <input type="checkbox"/> アートギャラリー1 <input type="checkbox"/> アートギャラリー2 <input type="checkbox"/> アートギャラリー3
利用する 設備・器具 (B)	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 大型テレビ <input type="checkbox"/> ポータブル・アンプ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> クロスパネル( 枚) <input type="checkbox"/> スクリーン
特別の設備	設置する( ) ・ 設置しない
持込器具	有( ) ・ 無
利用予定人数	人
利用責任者	氏名 電話番号
行事等の開始・ 終了日時 (準備及び後片 付けを除く。)	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで
利用条件	(この欄は記入しないこと。)

※利用料金明細(この欄は記入しないこと。)

(営利・非営利)

区分	施設 (A)	設備・器具 (B)	利用料金納付額 (A) + (B)	領収日及び領収番号
利用料金				年 月 日 第 号
追加 利用料金				年 月 日 第 号

※許可日 年 月 日 許可番号 号

様式第2号(第6条関係)

津山市地域交流センター利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電 話 番 号

津山市地域交流センターの利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 多目的スペース1 <input type="checkbox"/> 多目的スペース2 <input type="checkbox"/> 多目的スペース3 <input type="checkbox"/> 厨房 <input type="checkbox"/> 研修室A <input type="checkbox"/> 研修室B <input type="checkbox"/> 研修室C <input type="checkbox"/> 研修室D <input type="checkbox"/> 研修室E <input type="checkbox"/> 研修室F <input type="checkbox"/> 研修室G <input type="checkbox"/> アートギャラリー1 <input type="checkbox"/> アートギャラリー2 <input type="checkbox"/> アートギャラリー3		
利用許可設備・器具	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 大型テレビ <input type="checkbox"/> ポータブル・アンプ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> クロスパネル( 枚) <input type="checkbox"/> スクリーン		
減免申請額	円		
申請の理由			

様式第3号(第8条関係)

津山市地域交流センター利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電 話 番 号

津山市地域交流センターの利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設	<input type="checkbox"/> 多目的スペース1 <input type="checkbox"/> 多目的スペース2 <input type="checkbox"/> 多目的スペース3 <input type="checkbox"/> 厨房 <input type="checkbox"/> 研修室A <input type="checkbox"/> 研修室B <input type="checkbox"/> 研修室C <input type="checkbox"/> 研修室D <input type="checkbox"/> 研修室E <input type="checkbox"/> 研修室F <input type="checkbox"/> 研修室G <input type="checkbox"/> アートギャラリー1 <input type="checkbox"/> アートギャラリー2 <input type="checkbox"/> アートギャラリー3		
利用許可設備・器具	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 大型テレビ <input type="checkbox"/> ポータブル・アンプ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> クロスパネル( 枚) <input type="checkbox"/> スクリーン		
申請の理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第4号(第9条関係)

津山市地域交流センター利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏 名  
(代表者職及び氏名)  
電 話 番 号

津山市地域交流センターの利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)午前・午後 時 分から 年 月 日(曜日)午前・午後 時 分まで		
利用許可施設等	施設	<input type="checkbox"/> 多目的スペース1 <input type="checkbox"/> 多目的スペース2 <input type="checkbox"/> 多目的スペース3 <input type="checkbox"/> 厨房 <input type="checkbox"/> 研修室A <input type="checkbox"/> 研修室B <input type="checkbox"/> 研修室C <input type="checkbox"/> 研修室D <input type="checkbox"/> 研修室E <input type="checkbox"/> 研修室F <input type="checkbox"/> 研修室G <input type="checkbox"/> アートギャラリー1 <input type="checkbox"/> アートギャラリー2 <input type="checkbox"/> アートギャラリー3	
	設備・器具	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 大型テレビ <input type="checkbox"/> ポータブル・アンプ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> クロスパネル(枚) <input type="checkbox"/> スクリーン	
利用取消施設等	施設	<input type="checkbox"/> 多目的スペース1 <input type="checkbox"/> 多目的スペース2 <input type="checkbox"/> 多目的スペース3 <input type="checkbox"/> 厨房 <input type="checkbox"/> 研修室A <input type="checkbox"/> 研修室B <input type="checkbox"/> 研修室C <input type="checkbox"/> 研修室D <input type="checkbox"/> 研修室E <input type="checkbox"/> 研修室F <input type="checkbox"/> 研修室G <input type="checkbox"/> アートギャラリー1 <input type="checkbox"/> アートギャラリー2 <input type="checkbox"/> アートギャラリー3	
	設備・器具	<input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> 大型テレビ <input type="checkbox"/> ポータブル・アンプ <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> クロスパネル(枚) <input type="checkbox"/> スクリーン	
既納の利用料金	円	還付申請額	円
申請の理由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。